右Aに対する傷害、逮捕、Bに対する傷害、逮捕、恐喝、暴力行為等処罰に関する法律違反被告事件(昭和四一年(あ)第二五四四号)について、昭和四二年一〇月三一日当裁判所のした上告棄却の決定に対し、申立人らおよび弁護人安平政吉から、別紙のとおり異議の申立があつたが、Aについては理由がなく、Bについては異議申立期間経過後の申立で不適法なものである(郵便送達報告書によると、上告棄却決定謄本は同人に対し一一月一日に送達されている。)から、刑訴法四一四条、三八六条二項、三八五条二項、四二二条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主文

本件各申立を棄却する。

昭和四二年一一月二八日

最高裁判所第三小法廷

 裁判長裁判官
 田
 中
 二
 郎

 裁判官
 下
 村
 三
 郎

 裁判官
 松
 本
 正
 雄